

■離婚に伴う財産分与について

財産分与とは、夫婦が**婚姻期間中に協力して形成した財産を離婚の際に分け合う（分与）**ことを言います。

根拠規定（民法第 768 条）

- ① 話し合いで離婚した夫婦の一方は、他方に対して財産の分与を請求することができる。
- ② 前項の規定に依る財産分与について、当事者間に協議が整わないとき、又は、協議をすることができないときは、当事者は家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、**離婚の時から 2 年**を経過したときはこの限りでない。
- ③ 前項の場合には、家庭裁判所は当事者双方がその協力によって得た財産の額**その他一切の事情を考慮**して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。

財産分与の 3 つの性格

- ① 夫婦財産の清算（**清算的財産分与**）
- ② 離婚後の扶養（**扶養的財産分与**）
- ③ 精神的苦痛に対する慰謝料（**慰謝料的財産分与**）

（参考）財産分与と慰謝料は別個のものです。一旦、財産分与を受けた後でも分与額・方法が請求者の精神的苦痛を慰謝する程度に足りない場合、別途慰謝料を請求することができるとした最高裁判例があります。

財産分与の対象

夫婦共有名義の財産（**共有財産**）は原則的に分与対象になります。

根拠規定（民法第 762 条）

- ① 夫が婚姻前から所有している財産、婚姻中に夫の名前で取得した財産は夫の財産とする。同様に妻が婚姻前から所有している財産、婚姻中に妻の名前で取得した財産は妻の財産とする。（**特有財産**）
- ② 夫のものか、妻のものかがはっきりしない財産は、一応二人の共有財産と推定する。

夫又は妻の単独名義の財産でも、夫婦が協力形成した財産の実質があれば、**実質的共有財産**として分与対象になります。

（注）夫婦以外の第三者名義の財産は原則的に分与対象外ですが、婚姻期間中に**夫婦協力形成の実質**が認められる場合は分与額算定基礎として考慮される可能性もあります。

分与財産の種類

現金・預貯金・不動産・車両・有価証券・退職金

土地建物・マンションの住宅ローン（負債）

（参考）不動産時価がローン残高を上回る場合、売却金からローンを完済した残額を分け合うか、或いは、不動産査定価額からローン残高を控除した金額を現金で精算する方法があります。

不動産時価がローン残高を下回る場合、夫婦の一方がローンを支払続け、他方が当該不動産に居住する方法もあります。

財産分与の割合

専業主婦も**内助の功**で家事労働に従事し、婚姻期間中の夫婦共有財産を蓄えることに寄与（貢献）したことに鑑み、貢献度は夫と等しいと言えます。家庭裁判所でも「**2分の1**」ルールが提唱されています。

財産分与や慰謝料について話し合い（協議）が成立した場合、その内容を離婚協議書に取りまとめ、且つ強制執行認諾条項付の公正証書にしておくことにより、裁判の判決を経ずして後日不履行があれば強制執行することが可能です。

■親権について

親権の内容

未成年の子に独立した社会人たる社会性を身に付けさせ（**身上監護権**）、未成年の子が財産を有するときの財産上の法律行為をする（**財産管理権**）親の権利義務を言います。

根拠規定

民法 821 条 **居所指定権**、同法 822 条第 1 項 **懲戒権**、同法 823 条第 1 項 **職業許可権**、同法 824 条 **財産管理権**

父母が協議上の離婚をするときは、その協議でその一方を親権者と定めなければならないと規定されています。（民法 819 条第 1 項）離婚届の際に親権者が指定されていない場合離婚届は受理されません。

親権者としての**適格性の判断要因**は、父母側の監護への意欲・能力、健康状態、経済的・精神的家庭環境、居住・教育環境、親族等の援助、子への愛情、子の年齢・性別、心身の発育状況、環境への適応性、子の意思・希望等から総合的に検討されます。

親のエゴで親権を奪い合う発想ではなく、様々な事情を考察し、子の将来性を見据えた観点から子の福祉や利益を最優先して親権者を決めることが肝要です。

子の福祉を配慮して離婚後の親が協力し合うことが望ましい場合、親権を持つ親と監護権を持つ親を分離することも可能です。

■面接（面会）交渉権について

面接（面会）交渉権とは、離婚後、親権者又は監護権者とならなかった親が未成年の子と面接・交渉する権利のことを言います。

親権或いは監護権を持たない親は、未成熟の子と面接交渉する権利を有し、その子の福祉を害することがない限り、面接交渉権を制限されたり、又は剥奪されることはありません。

離婚裁判等の夫婦間の争いがある間でも未成年の子と別居している片方の親は子に対する共同親権を有していますから、その子と面会する権利があります。しかし、別居中の父母の間で面接交渉について協議が整わないときや協議することが出来ないときは家庭裁判所が相当な処分（審判）を命ずることが出来ると解されています。（最高裁）この場合、子の福祉や利益を害さない限り、定期的な面会が認められます。離婚調停とは別に当事者の一方が家庭裁判所に面接交渉の可否について審判を申立てすることになります。

夫婦が話し合い（協議）で離婚する際には、離婚協議書の中に未成熟の子と面接（面会）交渉する時間・場所・回数等について具体的に取り決めしておくことが肝要です。